

転籍をお考えの方へ

転籍することにより、以下の注意点が考えられますので、十分にご考慮のうえ、お届けください。

- ・ 同じ戸籍に記載されている方はすべて、住所が別であっても、本籍が変更になります。ただし、転籍時に、婚姻、死亡などで除籍になっている方は、転籍後の新戸籍には記載されません。（筆頭者を除く）
- ・ 相続の手続きは、被相続人（死亡者）の転籍前の戸籍謄本が必要です。転籍を繰り返すと、繰り返した数の除籍になった戸籍謄本及び改正原戸籍をそれぞれの本籍地の役所で請求することとなります。
- ・ 戸籍の附票（住所の異動履歴）は、転籍により、転籍後の本籍地で新たに編製されますが、転籍時以前の住所は記載されません。

戸籍の記載について

- ・ 本籍地が宝塚市の場合、受理後7開庁日を目安に届出内容を戸籍に記載します。ただし、受付状況や届出内容により、さらに日数を要する場合があります。

届出後の証明書の請求について

戸籍謄抄本の請求先は本籍地の役所です。

届出後すぐに戸籍謄抄本が必要な場合は、戸籍謄抄本の請求前に、届出人の方が、戸籍の記載が完了しているか、役所へお問い合わせください。

また、戸籍謄抄本を郵送で請求される場合は、証明書交付請求書に「届出の種類、届出をされた市区町村、届出年月日」を記載してください。

記入例

転 籍 届

令和4年8月8日届出

兵庫県宝塚市長殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日				
送付 令和 年 月 日 第 号	兵庫県宝塚市長 印				
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通 知

本 籍	東京都中央区築地一丁目1 番地 番			
	(よみかた) たからづか たろう 筆頭者の氏名 宝塚 太郎			
新しい本籍	兵庫県宝塚市東洋町1 番地 番			
おなじ戸籍にある人	(よみかた) たろう 筆頭者 (名) 太郎	(住所…住民登録をしているところ) 兵庫県宝塚市東洋町1 番地 番 1 号	(世帯主の氏名) 宝塚 太郎	住定年月日 昭平令 . . .
	配偶者 はなこ 花子	<input checked="" type="checkbox"/> 筆頭者と同じ 番地 番 号	<input checked="" type="checkbox"/> 筆頭者と同じ	昭平令 . . .
	すみれ すみれ	<input type="checkbox"/> 筆頭者と同じ 兵庫県伊丹市千僧1丁目1 番地 番 1 号	<input type="checkbox"/> 筆頭者と同じ 宝塚 すみれ	昭平令 . . .
	(ごろう) 次郎	<input checked="" type="checkbox"/> 筆頭者と同じ 番地 番 号	<input checked="" type="checkbox"/> 筆頭者と同じ	昭平令 . . .
		<input type="checkbox"/> 筆頭者と同じ 番地 番 号	<input type="checkbox"/> 筆頭者と同じ	昭平令 . . .
その他	<input type="checkbox"/> 届出中、本籍の表示・氏名の文字は添付戸籍のとおり 届書中「宝塚市」は「宝塚市」が正当			
届出人署名 (※押印は任意)	筆頭者 宝塚 太郎 印	配偶者 宝塚 花子 印		
生年月日	昭和・平成 50 年 1 月 1 日	昭和・平成 55 年 5 月 5 日		
届 出 人 (転籍する人が十五歳未満のとき書いてください。届出人となる未成年後見人が3人以上のときは、ここに書くことができない未成年後見人について、その他欄又は別紙(届出人全員が別紙の余白部分に署名してください。署名欄に押印をしている場合は、余白部分への押印でも差し支えありません。)に書いてください。)				
資 格	親権者(□父 □養父) □未成年後見人		親権者(□母 □養母) □未成年後見人	
住 所	番地 番 号		番地 番 号	
本 籍	番地 番 筆頭者の氏名		番地 番 筆頭者の氏名	
署 名 (※押印は任意)	印		印	
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日		昭和・平成 年 月 日	

戸籍謄本に記載されている全ての方の、名前・住所・世帯主氏名を記入します。

※筆頭者・配偶者各々の署名が必要です。
 ※署名は必ず本人が自署してください。
 ※消せるインキのボールペンで書かないでください。

連絡先	電話 0797 (71) 1141 自 勤務先 []・携帯
平日9時～17時半の間に確実に連絡のつくところを書いてください。	

夫婦の一方が死亡等によって既に除籍されているときは、その生存配偶者のみから届出ができます。夫婦の双方がともに除籍されているときは、他の在籍者からの転籍の届出はできません。

※現在の本籍地の「戸籍謄本」を届書に必ず添付してください。
 ただし、同一市区町村内の転籍のみ添付を省略できます。
 【戸籍法第百八十二項】